平成２２年（フ）第１６０号
高知市北秦泉寺280番地１
債務者　米田　哲章
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０号
佐賀県佐賀市開成２丁目16番48号
債務者　馬渡　利彦
１　決定年月日時　平成22年３月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１号
佐賀県佐賀市開成２丁目16番48号
債務者　馬渡志津子
１　決定年月日時　平成22年３月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６９号
佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田1235番地１
ＲＣ―235
債務者　岡部　貴史
１　決定年月日時　平成22年３月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８１号
長崎県長崎市鳴見台１丁目19番20号
債務者　内田　久子
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８３号
熊本市下硯川町1650番地　グリーンヒル坂本101号
債務者　舛田栄次郎
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５９８号
宮崎市恒久１丁目７番地８　第１塚田アパート101号
債務者　桂木　栄一
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６５５号
宮崎市大字小松1394番地３
債務者　木村　繁夫
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３号
宮崎市田野町乙4397番地２
債務者　野中　一雄
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３０５号
長野市若穂川田966番地11
債務者　春日利江子
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７１号
長野市箱清水１丁目10番24号ハウス深山105号室
債務者　樋口　茂子
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８５号
長野市中越１丁目17番８号
債務者　五明　直之
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８９号
長野市大字北長池1712番地９
債務者　三井　紀章
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０１号
兵庫県伊丹市大鹿４丁目73番地　パレ緑ケ丘公園103号
債務者　小谷　裕明
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２３号
山口県防府市大字奈美817番地の５
債務者　大谷　美花
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
山口県防府市大字奈美817番地の５
債務者　大谷　信幸
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１号
山口市大内御堀2262番地６
債務者　木村　雅典
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係